**Ⅳ．消防庁への申し入れについて**

**＜申入れに対する回答＞**

１．フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

(１)　輸出・輸入に関わらず、運送の際に破損、発火など危険性のあるフレキシブルバック、その他の輸送用機材を、工業製品として絶対に認めないこと。そのために、これらの製品に関して厳格に審査をする体制を確立するため、関係省庁との連絡会議が設置された際には、積極的に参加すること。

＜回答＞　消防庁では、工業製品の製造等を規制する権限は有しておりませんが、危険物に関する運搬の安全確保の観点から、情報収集など関係省庁と連携を図っています。

(２)　国際海上コンテナの陸上における安全な輸送を確保するため、「ＩＭＯ／ＩＬＯ／ＵＮＥＣＥ 貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」を踏まえた改定がなされたが、依然として不安定な輸送形態と言わざるを得ない。液漏れ事故や車両火災などが今後、発生しないよう動植物油（液体）のISOコンテナ輸送については、タンクコンテナでの輸送に限るよう改正すること。

＜回答＞　フレキシブルタンクによる運搬において、消防法で定める危険物の流出事故は、最近6年間発生していない状況です。引き続き安全が確保されるよう、周知徹底してまいります。　また、フレキシブルバッグによる危険物に該当しない物品の運搬状況は、消防法の適用範囲外であり、消防庁では把握しておりません。

２． 危険物貨物情報の事前周知の徹底について

(１)　政府として、国際連合危険物輸送勧告を批准することを推進し、消防法における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、輸送に連結した国内法を整備し、港湾運送、ＩＳＯコンテナ運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。

現状、ＩＳＯコンテナの危険物輸送に関して、外航海運・内航海運ともに国際基準にて運用されているが、港頭地区で陸上輸送となった時点で危険物そのものの定義に差異が発生することにより、港頭地区での引き渡しに際し、混乱が生じていることなどの現状を把握し、国際基準への統一化を早急に図ること。

＜回答＞　引火点の高い引火性液体であっても、何らかの火源により着火し延焼する危険性は当然あり、また高圧や高温などの状態では危険性は低くないため、その危険性に応じた規制は必要だと考えています。しかし、港湾地域での危険物の流通実態の詳細把握は必要と考えており、今後も情報収集に努めていきたいと考えています。

 (２)　安全データシート（ＳＤＳ）は、危険物輸送時における緊急対処における重要な情報であることから、ＩＳＯコンテナの国内輸送においては、ＳＤＳの日本語での交付を義務付けるよう経済産業省へ働きかけること。

また、消防法上のＳＤＳ義務付けは無く、危険物取扱者同上で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようＩＳＯコンテナ輸送に限り、ＳＤＳの義務付け等の法整備を図ること。

(３)　日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについて、法制化すること。

イエローカードについては、実態から言えば、車上に常に複数枚常備されていることが多く、緊急時の対応に戸惑いが生じるなど極めて深刻な状況となっている。

よって、厳格な法規制により、都度、荷主等より日時入りの文書としての交付義務を課す等、運用の法制化すること。

＜回答＞　(２)及び(３)について

　　イエローカードの携行について、引き続き日化協と連携し、周知徹底してまいります。また、「輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。」ことは、日化協が会員宛に示しておりまずが、立入検査や危険物安全週間等の機会を捉え、継続的に指導していきます。なお、SDSの義務告げ等の他省関連の事項については、当庁の担当外となりますが、機会を捉え、他省庁への情報提供等は、行っていきたいと考えております。

(４)　更には、国内における危険物輸送全体を発展させ、車載する危険物の種類の表示について、車外に国連番号を表示するとともに、番号ベータベースを整備して、パソコンやスマートフォンなどの通信端末で、関係者以外でも処理方法を把握できるようイエローカードの内容を検索できるシステムに改善すること。

＜回答＞　消防法令上、積載する危険物については、類、品名、最大数量を表示することとしています。他方、危険物に関するデータベースについては、当庁において「危険物災害等情報支援システム」を整備・運用しているところであり、一般の方もインターネットでアクセス可能なものとなっております。国連番号もデータとして入力されており、当庁では本システムの充実を進めていきたいと考えております。

(５)　ＩＳＯコンテナ輸送における危険物国内輸送における実態調査を行い、港頭地域での蔵置状況や管理状況、また運転手に対するＳＤＳやイエローカードの携帯状況や危険品類の品名、数量の把握状況等の徹底を図るとともに、荷主はじめ輸送に係る諸団体に周知徹底すること。

＜回答＞　日本危険物物流団体連絡協議会を介して、海外から輸入される危険物に関する流通実態等の意見交換及び現地確認を実施した結果、ISOコンテナ輸送に限らず、海外から輸入される危険物に関する流通実態や危険物国内輸送の実態把握に努めていきたいと考えています。そこで得られた情報については、業界団体も参加する連絡会等を通じて、荷主をはじめとする関係者に周知したいと考えています。